

## 事業所・企業統計調査の概要

### 1. 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計第2号として、昭和22年に第1回、翌23年に第2回の調査が行われ、以降56年まで3年ごとに、61年から5年ごとに実施されており、平成13年調査は17回目の調査である。なお、平成8年調査より、名称も「事業所統計調査」から「事業所・企業統計調査」に改称された。

### 2. 調査の目的

事業所の地域別、産業別、従業者規模別、経営組織別等の分布を明らかにし、産業構造及び経済活動の実態を把握する。

### 3. 調査の範囲

調査期日現在で所在するすべての事業所(物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の場所)を対象。

### 4. 調査の単位

原則として、1区画の場所で同一経営者が事業を営んでいる事業所を調査単位とした。同一経営者であっても場所が異なるごとに、また同一場所であっても経営者の異なるごとに独立した1事業者として調査した。

### 5. 調査の種類

- 甲 調査 民営のすべての事業所を対象。
- 乙 調査 官・公営事業所を対象。

### 6. 調査事項(主なもの)

名称、所在地、経営組織、開設時期、事業の種類、従業者数、資本金等。

### 7. 集計項目の解説

- |         |                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従業者     | 調査日現在でその事業所に所属する個人事業主、家族従業員、有給役員および収入を得て働いているすべての雇人(常雇、臨時雇)をいう。                                          |
| 常雇      | 従業者のうちその事業所に常時雇用されているもので、臨時パートタイマーという名目でも、1か月以上の期間を定めて、雇用されている者および8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている者も含まれる。          |
| 会社以外の法人 | 国民健康保険組合、協同組合、共済組合のような組合や、社団法人、財団法人、学校法人等の他、日本銀行、公団、公庫なども含まれる。                                           |
| 法人でない団体 | 団体ではあるが、法人格を有しない防犯協会、学会、労働組合などをいう。                                                                       |
| 産業分類    | 日本標準産業分類による「平成13年事業所・企業統計調査産業分類」に基づいて事業所の種類により、その主要な経済活動(第1順位)に着目して、産業を決定し、産業分類(大、中、小)に格付け(1事業所1分類)している。 |